水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)

今回基準値の設定を行う水質汚濁に係る農薬登録保留基準値(案)は次のとおりです(農薬登録保留基準については参考1を参照)。

農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの 基準を定める等の件(昭和46年3月農林省告示第346号)第4号イの規定に基づき、 水質汚濁に係る農薬登録保留基準(平成20年7月環境省告示第60号)を改正し、下表 左欄の農薬の成分の公共用水域における水質汚濁予測濃度について下表右欄の基準値 を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
エチル=5-クロロー3(1H)-インダゾリルアセタート(別名	0.45 mg∕l
エチクロゼート)	
メチル=(E)ーメトキシイミノ [α ー(o ートリルオキシ)ー o	0.95 mg∕l
- トリル] アセタート(別名クレソキシムメチル)	
$(RS) - N^2 - (1, 2 - ジメチルプロピル) - N^4 - エチルー 6$	0.025 mg/l
ーメチルチオー1、3、5ートリアジンー2、4ージアミン(別名	
ジメタメトリン)	
3-(2,4-ジクロロフェニル)-2-オキソー1-オキサスピ	0.034 mg/l
ロ [4.5] デカー3ーエンー4ーイル=2, 2ージメチルブチラ	
ート (別名スピロジクロフェン)	
2-tert-ブチル-5-(4-tert-ブチルベンジルチオ)	0.01 mg∕l
-4-クロロピリダジン-3 (2 H) -オン (別名ピリダベン)	
$S-\alpha-$ エトキシカルボニルベンジル= O , $O-$ ジメチル=ホスホ	0.0077 mg∕l
ロジチオアート(別名フェントエート(PAP))	
N-(2, 3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチル	0.45 mg∕l
シクロヘキサンカルボキサミド(別名フェンヘキサミド)	
(<i>RS</i>) -5-クロロ- <i>N</i> - (1, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-ト	0.01 mg/l
リメチルイソベンゾフランー4ーイル)-1, 3ージメチルピラゾ	
ールー4ーカルボキサミド(別名フラメトピル)	
2-クロロ-N-(4'-クロロビフェニル-2-イル)ニコチン	0.11 mg/l
アミド(別名ボスカリド)	